あなたの土地が狙われている！
借主による廃棄物の置き逃げが多発

山積みになると、現状回復は極めて困難に！
処分費用が土地所有者の負担となることも・・・

⚠ 典型的な手口 ⚠



STEP1：用途を装い賃貸提案

「資材置場」「土砂置場」などと用途を装い、遊休地の賃貸契約を迫る



STEP2：廃棄物の大量搬入

ダンプで廃棄物を次々と搬入
短期間で山積みに



STEP3：連絡断絶＝置き逃げ

連絡が取れなくなり、土地所有者が多額の処理費用を負担することも

⚠ 被害防止のポイント例 ⚠

【貸す前】の徹底ガード

- ☑ 賃借相手の確認を徹底
- ☑ 契約書に「又貸し禁止」を明記

【貸した後】の継続監視

- ☑ 定期的に見回り・監視カメラ設置
- ☑ 廃棄物の搬入があれば、すぐ通報

手遅れになる前に、ご連絡を！

【泉州地域以外】　大阪府産業廃棄物指導課　監視指導グループ
☎ 06-6941-0351（内線 3827）

【泉州地域】　大阪府泉州農と緑の総合事務所　環境指導課
☎ 072-439-3810（直通）

（大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市は、各市が窓口になります。）